

高知くらしの護身術

94

架空請求

払えばまた狙われる

(2008年6月10日掲載原稿)

突然ハガキや封書、メールで、未払い金があると連絡してきて、支払いを迫る架空請求が相変わらず続いています。

これらは、流失した個人情報を基に送りつけられているものです。何ら請求根拠を持って送りつけられたものではありません。身に覚えがなければ、放置すること。ハガキや封書の場合は、相手の連絡先が記載されていますが、これらの連絡先には、一切連絡しないでください。連絡してしまうと、住所氏名の流出情報に、電話番号が加わることになり、しつこく電話で請求されるようになったり、新たな勧誘が始まることになる場合もあります。

メールの場合も、電話することにより電話番号を知られるだけでなく、言葉巧みに住所、氏名、勤務先などの個人情報を言われる羽目になります。脅かされ支払う羽目になった事例もありました。しつこい請求に、つい、小額だからと思って、支払ってしまうと、この人はガードが甘いという情報が流出情報に加えられることになり、次々とトラブルに巻き込まれることにもなります。

また、勝手に送りつけられてくるのは架空の請求書だけではありません。最近話題になっているのが「カニ」の送りつけ商法です。被害にあわれた方の話では、「電話でカニが好きかと問われたのでハイと答えただけ」ということです。代金着払いや請求書同封の形で送りつけているようです。注文した覚えのない品物は受け取り拒否しましょう。受け取ったからといって契約が成立するわけではありませんが、業者が「ハイ」という返事を契約成立の根拠として主張することもあります。

受け取ってしまうと、返金や返品で苦勞することになります。身に覚えのない請求や品物は無視することが一番です。